

## 『ながらW（ウォーク）』規約

- 第1条（名称） この会は「ながらW（ウォーク）」という。
- 第2条（目的） この会は、心と体の健康を促進するためにウォーキングとボランティア活動等を組み合わせ各個人の個性を引き出すお手伝いと学びの場を提供することを目的とする。
- 第3条（会の資格） 目的（第2条）に賛同していただける方であれば年齢・性別は問いません。
- 第4条（役員） この会は次の役員をおく。代表 1名 会計 1名
- 第5条（所在地） この会は、所在地を代表宅におく。
- 第6条（参加費） この会は、開催日ごとの参加費300円を徴収し運営・講師謝礼にあてる。
- 第7条（会の運営） この会は不定期で行うものとするが、企画立案打ち合わせをスタッフ会員で行うものとする。

### 附則

この規約は、2021年7月30日から施行する。

2023年2月改訂 名称について「ながらウォーキングサークル奈良」から「ながらW（ウォーク）」に変更する。

第4条（役員） 副代表1名を抹消し、代表1名、会計1名とする。

第6条（会費） に非会員の参加料項目を（追記）する。

第7条（会の運営） 企画立案打ち合わせを会員で行なうものとする。をスタッフ会員で行なうに変更する。

2024年2月改訂

第6条（会費） 年会費を抹消し（参加費）に改める。。